

法人名	電気供給業の分割課税標準額の計算書 (その1)				事業年度	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	
発電所用固定資産の価額による課税標準額		円	発電所用固定資産の価格であん分する 1 単位当たりの分割課税標準額		円		
$\left(\text{課税標準額の総額 (第10号様式の⑭)} \times \left(\frac{1}{2} + \frac{\text{⑪}}{\text{⑨}+\text{⑩}} \times \frac{1}{4} \right) \right)$		①	$\left(\frac{\text{①}}{\text{⑨} \times \frac{2}{3} + \text{⑩}} \right)$		③		
総固定資産の価額による課税標準額			総固定資産の価額であん分する 1 単位 当たりの分割課税標準額				
$\left(\text{課税標準額の総額 (第10号様式の⑭)} - \text{①} \right)$		②	$\left(\frac{\text{②}}{\text{⑩} \times 2 + \text{⑫}} \right)$		④		
事務所又は事業所		昭和 57 年 4 月 1 日前に 事業の用に供した事務 所又は事業所		昭和 57 年 4 月 1 日以後 新たに事業の用に供し た事務所又は事業所		分割基準	
名 称	所 在 地	発電所用 固定資産 の価額 ⑤	総固定資 産の価額 ⑥	発電所用 固定資産 の価額 ⑦	総固定資 産の価額 ⑧	発 電 所 用 固定資産分 ⑤×2/3+⑦ ⑬	総固定資 産分 ⑥×2+⑧ ⑭
		円	円	円	円	円	円
合計		⑨	⑩	⑪	⑫		

法人名	電気供給業の分割課税標準額の計算書 (その2)				事業年度	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで				
	事務所又は事業所		昭和57年4月1日前に 事業の用に供した事務 所又は事業所			昭和57年4月1日以後 新たに事業の用に供し た事務所又は事業所		分割基準		
名	称	所	在	地	発電所用 固定資産 の価額 ⑤	総固定資 産の価額 ⑥	発電所用 固定資産 の価額 ⑦	総固定資 産の価額 ⑧	発 電 所 用 固 定 資 産 分 ⑤×2/3+⑦ ⑬	総固定資 産分 ⑥×2+⑧ ⑭
					円	円	円	円	円	円
合計					⑨	⑩	⑪	⑫		

法人名	電気供給業の分割課税標準額の計算書 (その1)				事業年度	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	
発電所用固定資産の価額による課税標準額		円	発電所用固定資産の価格であん分する 1単位当たりの分割課税標準額		円		
$\left(\text{課税標準額の総額 (第10号様式の⑭)} \times \left(\frac{1}{2} + \frac{\text{⑪}}{\text{⑨}+\text{⑩}} \times \frac{1}{4} \right) \right)$ <p style="text-align: right;">①</p>			$\left(\frac{\text{①}}{\text{⑨} \times \frac{2}{3} + \text{⑩}} \right)$ <p style="text-align: right;">③</p>				
総固定資産の価額による課税標準額			総固定資産の価額であん分する1単位 当たりの分割課税標準額				
$\left(\text{課税標準額の総額 (第10号様式の⑭)} - \text{①} \right)$ <p style="text-align: right;">②</p>			$\left(\frac{\text{②}}{\text{⑩} \times 2 + \text{⑫}} \right)$ <p style="text-align: right;">④</p>				
事務所又は事業所		昭和57年4月1日前に 事業の用に供した事務 所又は事業所		昭和57年4月1日以後 新たに事業の用に供し た事務所又は事業所		分割基準	
名 称	所 在 地	発電所用 固定資産 の価額	総固定資 産の価額	発電所用 固定資産 の価額	総固定資 産の価額	発 電 所 用 固定資産分 ⑤×2/3+⑦	総固定資 産分 ⑥×2+⑧
		⑤	⑥	⑦	⑧	⑬	⑭
		円	円	円	円	円	円
合計		⑨	⑩	⑪	⑫		

法人名	電気供給業の分割課税標準額の計算書 (その2)				事業年度	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで				
	事務所又は事業所		昭和57年4月1日以前に 事業の用に供した事務 所又は事業所			昭和57年4月1日以後 新たに事業の用に供し た事務所又は事業所		分割基準		
名	称	所	在	地	発電所用 固定資産 の価額 ⑤	総固定資 産の価額 ⑥	発電所用 固定資産 の価額 ⑦	総固定資 産の価額 ⑧	発 電 所 用 固 定 資 産 分 ⑤×2/3+⑦ ⑬	総固定資 産分 ⑥×2+⑧ ⑭
					円	円	円	円	円	円
合計					⑨	⑩	⑪	⑫		

第 10 号様式別表記載の手引

1 この明細書の用途等

この計算書は、2以上の都道府県に事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）を有する法人で電気供給業を行うものが記載し、第 10 号様式の明細書に添付してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1「発電所用固定資産の価額による課税標準額①」	(1) この金額に 1,000 円未満の端数があるとき又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨ててください。 (2) 発電所用固定資産の価額に対する新設発電所用固定資産 ⑩ の価額の割合（ $\frac{\text{⑩}}{\text{⑨}+\text{⑩}}$ ）に小数点以下の数値があるときは、 ⑨+⑩ 当該小数点以下の数値のうちその発電所用固定資産の価額に係る数値のけた数に 1 を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨ててください。	
2「発電所用固定資産の価額であん分する 1 単位当たりの分割課税標準額③」	この金額に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該分割基準の総数(⑨×2/3+⑩)のけた数に 1 を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨ててください。	
3「総固定資産の価額であん分する 1 単位当たりの分割課税標準額④」	この金額に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該分割基準の総数 (⑩×2+⑫) のけた数に 1 を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨ててください。	
4「事務所又は事業所」	同一都道府県内に所在する事務所等ごとにその名称と所在地の市町村名を記載します。	
5「昭和 57 年 4 月 1 日前に事業の用に供した事務所又は事業所」(⑤及び⑥の欄)	昭和 57 年 4 月 1 日前に事業の用に供した事務所等（以下「既設事務所等」といいます。）の発電所用固定資産の価額及び総固定資産の価額を記載します。	分割課税標準額を計算する場合の基準となる固定資産の価額は、事務所等を「新設事務所等」と「既設事務所等」とに区分して、それぞれ⑤～⑧の欄に記載します。 なお、昭和 57 年 4 月 1 日以後に、ボイラー、タービン、発電機等直接発電の用に供する設備が新たに設置された既設事務所等の固定資産の価額は、新設事務所等の欄(⑦及び⑧の欄)に記載してください。
6「昭和 57 年 4 月 1 日以後に新たに事業の用に供した事務所又は事業所」(⑦及び⑧の欄)	昭和 57 年 4 月 1 日以後新たに事業の用に供した事務所等(以下「新設事務所等」といいます。)の発電所用固定資産の価額及び総固定資産の価額を記載します。	
7「分割基準」(⑬及び⑭の欄)	(1) 事務所等ごとに記載するほか、同一都道府県ごとにその小計を付してください。 (2) 各欄の金額に 1,000 円未満の端数があるとき、又はその金額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。	